

CIRCULAR

Setting the standard for
service and security

The Standard 

組合員の皆様

2014年11月12日

海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約の発効

2014年4月14日、2007年海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（以下「本条約」）は、10カ国の批准により発効要件が満たされ、2015年4月14日に発効することになりました。

本条約は、締約国が海難事故による被害を被った場合の厳格責任、補償、強制保険制度について定めるものです。締約国の条約適用水域内にある海難残骸物が危険を生じさせると判断された場合、当該残骸物の場所の特定、標示、撤去は登録船主の責任において行わなければならないとされています。本条約で使用される重要な用語の定義は、本回覧の末尾に記載しています。

本条約の適用範囲

第3条(2)に、締約国が自国の領海を本条約の適用範囲に含めることを認める規定があります。これまでに適用範囲を領海にまで拡大した締約国は3カ国（ブルガリア、デンマーク、英国）です。このオプションを行使しない締約国については、排他的経済水域は本条約の適用対象ですが、領海は適用対象外です。国際グループは2014年4月、国際海事機関（IMO）の法律委員会に文書を提出し、本条約の適用範囲を拡大しない限り、締約国は自国の領海内で海難事故が起きた場合、本条約で認められる直接請求権を行使できないことについて締約国に再認識を促しました。

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548

Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

**Charles
Taylor**

保険要件（強制保険）

締約国に登録されているまたは締約国の港湾に入出港する 300G/T 以上の船舶の登録船主は、本条約に定める要件を満たす保険を付保し、その保険が有効に付保されていることを示す証書を締約国から取得する必要があります。証書は本船に常時備えておかなければなりません。

本条約は、油タンカーに適用される CLC 条約（油濁民事責任条約）および 1,000G/T 以上の船舶に適用されるバンカー条約に基づく厳格責任・強制保険に関する規定を踏襲した内容になっています。

条約証書および証書上の責任のプール

国際グループに加盟する全クラブの理事会による決議に従い、組合員が締約国より証書を取得できるよう、本条約の要件に基づくブルーカードを各クラブが発行することが合意されました。

国際グループに加盟するクラブは通常、基本的な P&I 戦争リスクをてん補していませんが、発行された条約証書に基づくすべての責任については、通常であれば除外されるリスクも含めて、証書上の責任限度額をプールすることが合意されました。条約証書に基づく責任以外の責任については、保険契約上の抗弁および除外規定は通常通り適用されます。本条約は、本条約に基づく強制保険の責任限度額について、1976 年の海事債権についての責任の制限に関する条約（LLMC1976）を改正する 1996 年の議定書（LLMC1996）に基づいて算定される限度額を超えてはならないと定めています。また、戦争行為（テロ行為を含まない）から生じる責任と専ら第三者の故意による行為に起因する損害については免責とすると規定しています。

当クラブがブルーカードを発行する条件として、組合員は、条約証書に基づくクラブの支払いが戦争リスクに関するものである場合、組合員が付保する P&I 戦争リスク保険でてん補される金額、または組合員が標準的な P&I 戦争リスク保険を付保し、その条件を満たしていればてん補されたはずの金額を限度に当クラブに弁済すること、さらに、かかる戦争リスク保険に基づき組合員が有するすべての権利と第三者に対する請求権をクラブに譲渡することに同意するものとします。ブルーカードの発行を求めることによって、組合員は上記条件に同意したものとみなされます。

したがって、各組合員は、P&I 責任について別途限度額を設けた標準的な条件の P&I 戦争リスク保険を付保する必要があります。

締約国が発行する証書

締約国においては、相当数の条約証書の発行に伴い、大きな事務手続き上の負担が生じると思われます。

締約国に船籍を置く船舶は当該旗国から証書を取得しなければなりません。締約国が発行した証書は、別の締約国の港湾やターミナルに寄港するにあたり、十分な付保証明として認められます。

非締約国に船籍を置く船舶が締約国に航行する場合は、締約国が発行する証書を取得する必要があります。国際グループの事務局は、自国に船籍を置かない船舶にも証書を発行する意向のある締約国を特定すべく、数多くの締約国の事務局にかかる証書の発行の可否を確認しているところです。さらなる情報は追ってお知らせします。

ブルーカード

ブルーカード申請の受け付け開始時期については、数週間のうちにお知らせします。

各締約国は、国際グループ加盟クラブでは電子書式でのブルーカード発行が一般的になりつつあることを承知しています。組合員は、電子書式のブルーカードを証書発行主体である締約国の当局に電子送信することができます。国際海事機関（IMO）の回覧 3464 号は、各締約国に対して、「国際グループ加盟クラブが発行するブルーカードの有効性が、当該クラブのウェブサイトを確認できる場合は、これを受け入れるよう」奨励しています。

本条約締約国（2014年10月10日現在）

国・地域	批准書寄託日	条約発効日
ブルガリア*	2012年2月8日	2015年4月14日
コンゴ共和国	2014年5月19日	2015年4月14日
デンマーク*	2014年4月14日	2015年4月14日
ドイツ	2013年6月20日	2015年4月14日
インド	2011年3月23日	2015年4月14日
イラン（イスラム共和国）	2011年4月19日	2015年4月14日
マレーシア	2013年11月28日	2015年4月14日
モロッコ	2013年6月13日	2015年4月14日
ナイジェリア	2009年7月23日	2015年4月14日
パラオ	2011年9月29日	2015年4月14日
英国*	2012年11月30日	2015年4月14日

*領海を適用範囲に含める国

本回覧で使用了用語の条約上の定義

「登録船主」とは、船舶の所有者として登録されている者のことをいい、登録がない場合は海難事故発生時に船舶を所有している者をいいます。ただし、国が所有する船舶を運航する会社が当該国において当該船舶の運航者または所有者として登録されている場合、登録船主は当該会社を指すものとします。

「船舶」とは、海洋を航行するあらゆる種類の船舶のことをいい、水中翼船、エアクッション船、潜水艇、浮遊艇、浮遊式プラットフォーム（海底鉱物資源の探査、開発、生産のために設置されたプラットフォームを除く）を含みます。

海難事故に伴う「海難残骸物」とは、以下のものをいいます。

- (a) 沈没または座礁した船舶
- (b) 沈没または座礁した船舶の一部（当該船舶上にある物体、またはあった物体を含む）
- (c) 海上で船舶から失われ、海上で座礁、沈没、漂流している物体
- (d) 沈没もしくは座礁しようとしている船舶、または沈没もしくは座礁することが合理的に予想される船舶で、危険な状態にある船舶または財産の救出のための効果的な措置がとられていないもの

「危険」とは以下のいずれかに該当する状況または脅威のことをいいます。

- (a) 航行に危険もしくは障害をもたらすもの
- (b) 海洋環境に重大な悪影響をもたらすこと、または締約国（一カ国または複数国）の沿岸もしくは関連利益に損害をもたらすことが合理的に予想されるもの

「条約適用水域」とは、国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域（EEZ）のことをいいます。締約国が国際法に基づく排他的経済水域を設定していない場合には、当該締約国の領海に接続し、領海を測定するための基線から 200 海里を超えない範囲内で当該国が国際法に従って決定する水域のことをいいます。通常、沿岸の基線から 12 海里までが領海で、排他的経済水域は、領海の海側の境界線から始まり、沿岸の基線から最大 200 海里までの水域です。

国際グループの全加盟クラブが類似の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose

Chief Executive

Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835

E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

（本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです）